

平成十年十二月二十五日受領
答 弁 第 五 号

内閣衆質一四四第五号

平成十年十二月二十五日

内閣総理大臣 小 渕 恵 三

衆議院議長 伊 藤 宗 一 郎 殿

衆議院議員石井紘基君提出財団法人交通遺児育英会に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員石井紘基君提出財団法人交通遺児育英会に関する質問に対する答弁書

一の1及び3について

総務庁としては、財団法人交通遺児育英会（以下「育英会」という。）の寄附行為に従い、本年十一月二十五日に開催された評議員会における理事選任の議決に基づき、理事の変更登記を行うよう指導しているところである。

一の2について

総務庁としては、平成十一年度大学奨学生の採用予約については、本年十月二十日に奨学生選考委員会が開催され、本年九月三十日に締め切られた第一次募集に係る選考が行われ、出願者百一名全員について奨学生採用予約が決定されたと聞いている。平成十一年度大学奨学生の第二次募集については、平成十一年二月二十八日に予定されている締切り後に奨学生選考委員会が開催されるものと聞いている。

二について

総務庁としては、三鬼彰氏の会長就任については、平成九年三月の理事会後、宮崎清文理事長が三鬼彰氏に面談することなく、その後、育英会に対し三鬼彰氏から理事自体を辞任したい旨の連絡があり、同年

七月の理事会で理事辞任が報告されたものと聞いているが、穴吹俊士専務理事がどのように会長就任を依頼したかについては育英会内部の問題であると考えている。

三について

総務庁としては、育英会の運営に関し理事会が十分機能するよう指導しているところである。

四について

総務庁としては、宮崎清文氏を理事候補として推薦し、平成三年三月の評議員会で同氏が理事に選任されたものと承知している。久木義雄常任理事が使者に立ち、宮崎清文氏に就任依頼をしたかどうかについては承知していない。